

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

萩市長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ・母子家庭の母等の就業をより効率的に促進するため、以下の事業を適正かつ円滑に実施する。 (1) 自立支援教育訓練給付金事業 (2) 高等職業訓練促進費等事業 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事
③システムの名称	表計算ソフト及び紙ファイルで管理
2. 特定個人情報ファイル名	
高等職業訓練・教育訓練給付金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) ・別表45の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ①で根拠とした各項の主務省令で定める事務等について定める条項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) 26、30、65及び87の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) ①で根拠とした各項の主務省令で定める事務等について定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	萩市役所 福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	萩市役所 福祉部 子育て支援課(758-8555山口県萩市大字江向510番地 TEL:0838-25-3259)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	萩市役所 福祉部 子育て支援課(758-8555山口県萩市大字江向510番地 TEL:0838-25-3259)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合の住基照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録時に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報は紐付けられることはない。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	I 関連情報 3.個人情報の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の45の項</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第36条</li> <li>・番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</li> </ul>	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項(利用範囲)</li> <li>・別表45の項</li> </ul> ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ①で根拠とした各項の主務省令で定める事務等について定める条項	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	子育て支援課長	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 65の項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> </ul> (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) 26、30、65及び87の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) ①で根拠とした各項の主務省令で定める事務等について定める条項	事後	
令和8年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	評価書のとおり	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 9. 監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	評価書のとおり	事後	